

9. 勸告

9. 勸告

本報告書では、アレキサンドリアのごみ処理体系の長期的整備の方向性を内容とするマスタープラン、当面の改善プロジェクトの計画及び、今後のごみ処理事業を担うことになるCleansing Authority の組織、財政計画を提示した。しかし、これらの計画を展開する上では種々の課題や留意すべき点も多い。ここでは以下、これまで言及してきた諸計画を展開する上での課題、留意事項を勸告として提示する。

勸告-1 Authority 設立を軸とする一体的運営、自主財政基盤の確立

アレキサンドリアのごみ処理事業の改善における最も基本的な課題は、事業の一体的運営と自主財政基盤の確立であり、この為にはAuthority の設立が望まれる。幸い、アレキサンドリアでは、このAuthority 設立準備が進められていることから、本報告書で提示した方針に沿ってAuthority の組織・財政を強化し、上記課題の達成を図ることが肝要である。

勸告-2 Authority への円滑な移行

アレキサンドリアの場合、ごみ処理現業部門のほとんどを州当局が担っており、Zabbaleen も少ないことからAuthority への移行はカイロ等に比べて円滑に進むものと考えられる。

しかし、ADSも近年ごみ処理業務を拡大しつつあり、事業財政の一部を担ってきていることから、この関係者のAuthority への組込みや、Directorate of Housing and Utilities に所属する Central Workshop との、機材購入及びメンテナンスに関する役割分担等を含めて、移行期の協調関係を形成する必要がある。

勸告-3 清掃条例（収集規定）の整備

ごみ処理事業の基本法である Law No. 38/1967 で規制している料金徴収制度は、ごみ処理事業における財政面での自立を妨げている点で問題であるが、Authority の設立により概ね解決できることから法制度面の改正は、特に必要はないと言える。

しかし、勸告-7での収集・輸送、道路清掃改善や料金支払い面での受益者側の理解、協力を得るため、排出容器、持出し地点、持出し時間、収集時間や頻度で構成される排出、収集方法と料金規定を明示した収集規定を作成し、市民に広く知らしめることが必要である。

勸告-4 要員の技術力及び財務、管理、計画機能の強化

現在のアレキサンドリアのごみ処理事業を組織面でみた場合、財務、管理機能、及び計画機能が全く、脆弱と言わざるを得ない。

上記の一体的運営や自主財政基盤の確立には、組織や制度改善もさることながら、こうした機能の強化が不可欠である。

要員の技術力強化の為に、国内外のCleansing 組織との技術交流、職員の技術トレーニング、研修等が必要となる。又、財務、管理、計画機能の強化については、外国の技術援助へ依頼するよりも、むしろ、Alexandria Water General Authority等国内で早くから経験を深めている組織との交流がより効果的である。

勸告-5 人材の確保と給与水準の改善

上記の組織機能の強化には、技術力のある人材の確保が不可欠であるが、このためには一定水準での給与条件が必要となる。

Authority への移行により労働時間の短縮等、現業部門の労働条件は改善されるものの本計画で提示した給与水準は現状追認の域に留まっている。

しかし、人材の確保や職員に一定の生活水準を保証する為にも、財源面で余裕が生じた場合は、この給与水準の改善を優先的に考慮することが望ましい。

勸告-6 事業経営の合理化と財源の拡大

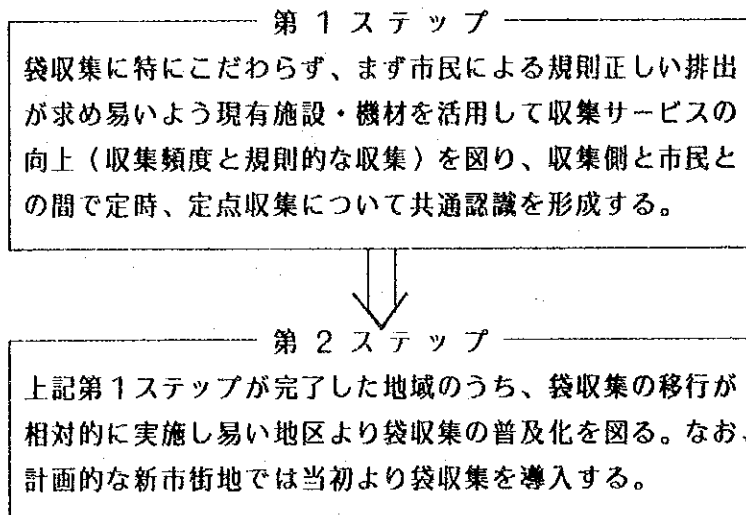
Authority の事業財源規模は、西暦2000年で約18百万LEであり、事業経営上それ程の余裕はない。こうしたなかで、給与水準の改善や技術水準の向上を進める為には、事業経営の合理化による経費削減と財源の拡大努力が望まれる。

この点で住民協力を得ての収集・道路清掃の合理化推進、コンポスト化に適した有機質ごみの選別搬入によるコンポスト収率の向上等、技術面の工夫が重要である。また、財源拡大課題としては、Cleansing Authority へのLaw No.26/1983 の適用による給与財源の拡大、料金徴収の徹底による料金収入財源の拡大に努力することが肝要である。

勸告-7 収集・道路清掃システムの段階的整備

収集、道路清掃は、ごみ処理事業の中核的業務であり、事業経費、組織面でも最も大きなウェイトを占めている。それだけに、このシステムの整備は技術面の改善課題の最大の眼目となる。この収集と道路清掃システムは、収集が改善されることにより道路ごみが減少するという面で表裏の関係にあり、また、種々の面で市民の理解・協力や要員の技術力・組織力の向上があって初めて、改善の道が広がる点でも共通である。

これ等の向上、改善は、長期的視点に立脚した段階的实施が図られなければならない。マスタープランでは、Middle District での改善を第1ステップとし、以後、全市的に展開するという手順を提示している。Middle District での改善事業計画は、3.2で示している通りであるが、各地区での望ましい改善プロセスは次の通りである。



勧告-8 コンポスト施設の導入方針

コンポスト施設の導入は、衛生理立に比較して処理経費負担が大幅に拡大する。

本計画では、300t/d 規模での新規施設整備（既設分を含めると 460t/d）を是認する立場をとったが、これ以上の規模でのコンポスト施設整備は、農政サイド等での施肥効果に対する何らかの補助制度が準備され、アレキサンドリア州におけるコンポストの市場性が確認される（本調査の結果では、2005年時点におけるアレキサンドリア州内の需要はこの460t/dを含めて660t/dに留まる）等の諸条件が整い、ごみ処理事業経営の圧迫につながらないことを確認した上で進めるべきである。

勧告-9 処分用地の早期・計画的確保

本計画では、当面の処分場としてHBSDSでの衛生埋立てを提示している。しかし、この用地も埋立用地としては必ずしも適地とは言えず、緊急に確保できる用地が本地点に限定されたことから選定したものである。

処分用地は、本来環境上の問題が生ずる恐れが少なく、且つ、輸送効率のよい近距離地域に求めるべきものである。

アレキサンドリアの場合は、空間地が物理的にないというよりは、農政サイドでの緑地・農地整備計画地域としての規制面から、その他用途への利用が大きく制約されており、埋立地の確保が難しいという状況下にある。

この点で、特に、ごみ処理事業側が次の2点を提示し、行政間での調整を図ることが肝要である。

- ごみ処理事業にとって近傍での埋立地確保が事業財政上大変重要である。
- 衛生埋立ての実施により、緑地・農地としての跡地利用上支障のない埋立てができる。

勧告-10 F/S対象プロジェクト実施のための財源確保

F/S対象として取り上げられた施設整備計画は、アレキサンドリアでの清掃事業経営において緊急かつ不可欠なものであり、その事業費の確保がプロジェクト実施の行方を左右する。したがって、その事業費として、当面の1990年目標のプロジェクトのため、総額23.3百万LE（内外貨分16.3百万LE）を確保しなければならない。この財源のうち、内貨分についてはアレキサンドリア市での予算獲得、または中央政府からの補助金を充て、外貨分については、できるかぎり低金利（4%程度以下）のローンを外国政府から導入できる見通しをたてる必要がある。

勧告-11 実施計画の推進

プロジェクトの実施において財政確保と同様に重要なことは、計画的に実施スケジュールを推進していくことである。したがって、次のステップとなる詳細設計、請負事業契約、建設工事、資機材の調達といった一連の作業を実施計画工程にしたがって執行し、1990年7月時点で、初期の目標であるステップ1の事業を完成させることが、アレキサンドリア清掃事業の抱えている問題点の早期解決となり、ひいては公衆衛生の改善、生活環境の向上にもつながる。

198.4.17 研11号

JICA